

文教委員会追加資料

(令和7年5月9日文教委員会)

1 所管事務の調査（報告）

(1) 令和7年4月保育所等利用状況について

資料1 保育所等におけるきょうだい同園・別園の状況（入所児童）

資料2 認可保育所の固定資産税について

こども未来局

保育所等におけるきょうだい同園・別園の状況(入所児童)

	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月
同園	4,978	4,983	4,946	5,088	5,083
別園	642	687	693	595	606
合計	5,620	5,670	5,639	5,683	5,689
別園の割合	11.42%	12.12%	12.29%	10.47%	10.65%

(補足)

同園:保育所等を利用しているきょうだい全員が同じ園に在籍している場合

別園:保育所等を利用しているきょうだいのうち、別園に通う児童がいる場合

認可保育所の固定資産税について

- ・ 地方税法第348条第2項において保育所の固定資産税は非課税であることが定められているが、同項ただし書きにより、有料で借り受けた者が保育所として使用する場合は、「固定資産の所有者に課することができる」とあり、固定資産税が課せられる。
- ・ 上記の保育所は、児童福祉法第35条第4項に基づき認可を受けた者が使用する保育所であり、社会福祉法人、株式会社といった法人の類型を問わない。
- ・ 以上から、賃貸借契約に基づき運営される保育所は、固定資産税が課税されている。

<参考法令>

○地方税法〔昭和二十五年七月三十一日号外法律第二百二十六号〕

（固定資産税の非課税の範囲）

第三百四十八条 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができない。

- 2 **固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。**

（中略）

十の三 社会福祉法人**その他政令で定める者が児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの**（以下省略）

○地方税法施行令〔昭和二十五年七月三十一日号外政令第二百四十五号〕

（法第三百四十八条第二項第十号の三の政令で定める者等）

第四十九条の十二 法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する**政令で定める者は、次に掲げる者とする。**

- 一 公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会及び医療法人
- 二 学校法人
- 三 前二号に掲げる者以外の者で**児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可**を得たもの

- 2 法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する**政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産**（中略）とする。

（中略）

- 三 社会福祉法人又は前項各号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十六条に規定する助産施設で総務省令で定めるもの、**同法第三十九条に規定する保育所**、同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター又は同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センターの用に供する固定資産

○児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

〔児童福祉施設の設置等〕

第三十五条

- ④ **国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。**